

2022 年 8 月 5 日

お客さま 各位

株式会社秋田銀行

「〈あきぎん〉キャッシュカード取扱い規定」等の電子化について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、環境へ配慮した取組みを推進するために、下記のとおり「〈あきぎん〉キャッシュカード取扱い規定」等を電子化いたします。

電子化の対応により、当行ホームページで最新の規定等をご確認いただけるようになります。

1 電子化する規定等

- 〈あきぎん〉キャッシュカード取扱い規定
- デビットカード取引規定
- 〈あきぎん〉 I C キャッシュカード特約

2 掲載開始日

2022 年 8 月 15 日（月）

4 掲載箇所

秋田銀行ホームページ

ホーム > 個人のお客さま > ためる・ふやす > 預金規定集 > その他

5 その他

- (1) 当行ホームページ掲載にともない、「〈あきぎん〉キャッシュカード取扱い規定」、「デビットカード取引規定」および「〈あきぎん〉 I C キャッシュカード特約」に以下の条項を追加いたします。

規定の変更

- 1 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- (2) 当行ホームページへの掲載にともない、対象規定等の紙による配布を終了いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

(以 上)